

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和元年8月26日 15時00分ごろ
発生場所	阪神港神戸第1区 神戸和田岬防波堤灯台から真方位018°410m付近 (概位 北緯34°39.4′ 東経135°11.3′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>エーエス</sup> AS-10は、航行中、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和元年9月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート AS-10、1.6トン 260-49506兵庫、三井住友ファイナンス&リース株式会社、新西宮ヨットハーバー株式会社(船舶借入人)
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 同乗者A
負傷者	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、前部甲板に同乗者Aを、後部甲板にもう1人の同乗者を乗せ、船長が船体中央部の操縦席で操舵に当たって北進中、左舷対左舷で南進中の他船と接近して通過する際、他船の航走波で船体が動揺し、同乗者Aが臀部を甲板に打ち腰椎骨折を負った。 船長は、波高約0.5mの航走波に対して、約19ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)から約8knに減速して斜め船首方に受けて航行したものの、船体が動揺した際に同乗者Aが浮き上がり、次いで落下して臀部を甲板に打ったのを認めた。
分析	本船は、航行中、船首方から波高約0.5mの航走波を受ける状況下、船長が、同乗者Aを前部甲板に乗せた状態で航行したことから、航走波を乗り越えて船首が持ち上げられた際、同乗者Aが、浮き上がって落下し、臀部を甲板に打ったことにより負傷したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、航行中、船首方から波高約0.5mの航走波を受ける状況下、船長が、同乗者Aを前部甲板に乗せた状態で航行していたため、航走波を乗り越えて船首が持ち上げられた際、同乗者Aが、浮き上がって落下し、臀部を甲板に打ったことにより発生したものと推定される。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、船体動揺が予測される場合、同乗者を船室又は後部甲板に移動させること。</li></ul>
--------------	--